

第 20 回士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 月 27 日

士別市農業委員会

第 20 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 1 月 27 日 (金曜日)
午後 4 時 30 分開会
午後 5 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|-----------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 士別市青年等就農計画の認定について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員 (25 名)

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 上野浩二君 | 2 番 | 湯浅悦子君 |
| 3 番 | 山下篤君 | 4 番 | 松井薫君 |
| 5 番 | 古川昇君 | 6 番 | 新田康仁君 |
| 7 番 | 森野良次君 | 8 番 | 鈴木淳一君 |
| 9 番 | 寺崎徳仁君 | 10 番 | 中澤弘幸君 |
| 12 番 | 岡崎京子君 | 14 番 | 柳眞由美君 |
| 15 番 | 梅津宣保君 | 16 番 | 遠藤英俊君 |
| 17 番 | 沼舘初男君 | 18 番 | 鈴木茂樹君 |
| 19 番 | 佐久間弘美君 | 20 番 | 渡辺亨君 |
| 21 番 | 村上幸博君 | 22 番 | 栗本勝君 |
| 23 番 | 中山義隆君 | 24 番 | 鈴木庄一郎君 |
| 25 番 | 小野寺悦子君 | 26 番 | 木下一彦君 |
| 27 番 | 保科隆志君 | | |

出席説明員 (4 名)

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 小林泉君 |
| 主事 | 古閑俊祐君 |
| 事務員 | 佐々木濤君 |
-

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第20回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は26名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、12番 岡崎京子委員、14番 柳真由美委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「工藤委員」「本間委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外11件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外8件の新規認定、3件の変更認定、9件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 増減無しの 436件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第3、報告第3号、士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●の新規認定、1件の変更認定の通知がありました。なお、累計は5件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外3件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外2筆、地目、田・畑、面積42,752㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑・用悪水路、面積19,791㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外10筆、地目、田・畑、面積108,019.69㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外6筆、地目、田・畑・用悪水路、面積75,977㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外13筆、地目、田・畑・用悪水路、面積71,041㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外14筆、地目、田・畑・用悪水路、面積131,700㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号7番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外14筆、地目、田・畑、面積141,880㎡、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号8番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(16線北・南、18線南)、地番、●●●●外5筆、地目、田、面積90,969㎡、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号9番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(16線北・17線南)、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積83,093㎡、賃貸料、公社買取価格の2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号10番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(24・29線南)、地番、●●●●外5筆、地目、田、面積197,252㎡、賃貸料、公社買取価格の2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号11番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(19線南)、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積29,319㎡、賃貸料、公社買取価格の2%で●●円、理由について

ては、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 12 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(38・39・40 線西)、地番、●●●●外 24 筆、地目、田・畑、面積 126,438 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号 13 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(27・28・29 線南)、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 112,692 m²、賃貸料、反当り、公社買取価格の 2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

以上、13 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 20 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 5 時 00 分 閉会）